

令和2年度
島本町幼保連携型認定こども園
整備・運営事業者募集要項（素案）



島本町公式マスコットキャラクターみづまるくん

令和2年6月

島本町教育委員会事務局
教育こども部子育て支援課

提出先（問合せ先）

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町 教育委員会事務局 教育こども部 子育て支援課

電話 075-962-7461（直通）

075-961-5151（代表）内線130

FAX 075-962-0611

E-mail hoikusyo-koubo@shimamotocho.jp

1 はじめに

本町では、第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大を図ることとしています。

近年、町内において複数の大型開発が行われたことにより、保育ニーズが増加し、待機児童も発生している状況が続いていることから、本町では、平成30年11月に「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、未耐震である町立第四保育所の耐震対応及び保育基盤の拡充による待機児童の解消を図るため、現在取組を進めています。当該方針に基づき、耐震対応により移転新築する町立第四保育所の旧施設の解体工事を進めており、今般、その跡地に保育所と幼稚園の両方の機能を備え持つ幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。（以下「認定こども園」という。))の設置に向け、整備・運営事業者（以下、「事業者」という。）を公募することになりました。

本町の教育大綱及び子ども・子育て支援事業計画等の趣旨を十分踏まえていただき、本町と協働で島本の未来の子どもたちのために運営していただける事業者を募集します。

島本町教育大綱

○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

平成28年1月12日策定

第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（一部要約）

1 子ども・子育ての基本理念

すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成

2 計画の基本的な視点

- ① 全ての子どもが健やかに成長できる環境づくり
- ② 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり
- ③ 全ての人と共に子ども・子育てに関われる環境づくり

令和2年3月策定

2 島本町の状況

(1) 0～5歳人口の推移（各年4月1日住民基本台帳）

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成28年度	274	271	308	314	327	315	1,809
平成29年度	257	277	270	309	311	324	1,748
平成30年度	265	268	271	269	321	310	1,704
令和元年度	272	302	288	288	276	329	1,755
令和2年度	268	304	317	299	300	279	1,767

(2) 保育所定員数と将来利用予測（各年度末人数）

将来利用予測は、平成28年5月に確定していた、100戸以上の開発及び今後のJR島本駅西側の開発などもあるため、更なる保育需要の増加が予想されます。

そのため、本町として保育に係る定員を拡充するとともに、さらにその後の就学前人口減少の際には、利用調整を行い、可能な範囲で定員充足に努めることとします。

※現時点では、JR島本駅西側区画整理事業による保育所利用者数の増加を予測することは困難なため、3パターンの想定人口を設定

単位：人

	将来利用予測数			保育所定員数	備考
	JR島本駅西地区想定人口				
	1,250	1,750	2,250		
令和元年度	905	905	905	615	
令和2年度	892	892	892	780	
令和3年度	913	913	913	1,020	
令和4年度	927	927	927	1,020	西側集合住宅販売開始と仮定
令和5年度	970	986	999	1,020	西側戸建て販売開始と仮定
令和6年度	988	1,006	1,026	1,020	
令和7年度	1,007	1,030	1,054	1,020	
令和8年度	1,012	1,040	1,067	1,020	
令和9年度	1,008	1,041	1,071	1,020	
令和10年度	1,003	1,040	1,070	1,020	

「島本町保育基盤整備加速化方針」から抜粋

(3) 待機児童の状況

単位：人

年度 歳児	H30	H31 (R1)												R2	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
0歳児	67	10	8	8	16	25	32	27	32	38	44	62	68		
1歳児	20	51	52	42	41	41	42	40	40	40	39	38	37		
2歳児	5	9	9	0	0	0	0	1	2	1	1	2	2		
3歳児	4	14	15	14	14	14	14	0	0	0	0	0	0		
4歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	96	84	84	64	71	80	88	68	74	79	84	102	107		

※ 待機児童数は、毎月、町ホームページで情報を更新しています。

(4) 幼稚園の町内在住園児数の状況（令和2年4月1日時点）

単位：人

施設名	所在自治体	公私別	3歳児	4歳児	5歳児
第一幼稚園	島本町	公立	—	49	66
山崎幼稚園	島本町	私立	83	70	56
高槻双葉幼稚園	高槻市	私立	0	2	1
めぐみ幼稚園	長岡京市	私立	13	11	11
高槻マリア・インマ クラダ幼稚園	高槻市	私立	0	0	1
白ばら幼稚園	高槻市	私立	1	0	1
京都がくえん幼稚園	大山崎町	私立	7	1	1
あかね幼稚園	長岡京市	私立	10	14	3
桂陽幼稚園	京都市	私立	1	0	0
楠京阪幼稚園	枚方市	私立	1	0	0
光華幼稚園	京都市	私立	0	1	0
合計			116	148	140

※ 保育ニーズの高まりから、園児数は減少傾向にあります。

(5) 認可保育所等の整備状況

施設名	公私別	種別	認可定員	所在地
第二保育所	公立	保育所	120人	島本町広瀬五丁目2番22号
第四保育所	公立	保育所	150人	島本町桜井三丁目4番1号（一時移転）
山崎保育園	私立	保育所	170人	島本町山崎二丁目1番6号
高浜学園	私立	保育所	200人	島本町高浜一丁目1番7号
RICホープ 水無瀬保育園	私立	保育所	90人	島本町広瀬三丁目10番24号
RICホープ 島本保育園	私立	小規模保育 事業所	12人	島本町江川一丁目15番17-102号
ぬくもりのおうち 保育島本園	私立	小規模保育 事業所	12人	島本町水無瀬一丁目17番12号
ぬくもりのおうち 保育若山台園	私立	小規模保育 事業所	12人	島本町若山台二丁目6番2-104号
るりの詩保育園	私立	小規模保育 事業所	19人	島本町江川二丁目13番1号

(6) 今後の整備予定施設

施設名	公私別	種別	認可定員	備考
(仮称) しまもと里山 認定こども園	私立	幼保連携型 認定こども園	200人	令和2年12月開園予定
第四保育所	公立	保育所	90人	令和3年4月開園予定 【現施設を役場前へ移転新築】
旧第四保育所跡地 認定こども園	私立	幼保連携型 認定こども園	150人	令和4年4月開園予定 【今回公募案件】

3 募集する形態、定員数、施設条件、整備条件等

(1) 形態 幼保連携型認定こども園

(2) 定員 総定員計150人の認可定員とする。ただし、町内全体の保育需要数が供給数を上回っている間については、総定員の全てを2号・3号認定の定員として設定すること。

認可定員については、原則、開設当初からの充足に努めていただくこととするが、経過措置として、開設日から2年経過後の最初の4月当初までには認可定員数の受入れを行うものとする。ただし、保育教諭等の不足により、認可定員数の受入れができない場合は、0～2歳児を優先的に受け入れられるよう保育教諭を配置すること。

なお、就学前児童数の減少など事業者の責めに帰すべき理由がなく定員数を下回る場合は、この限りでない。

(3) 整備概要 旧町立第四保育所(桜井二丁目7番1号)を町が解体撤去した跡地に新たに認定こども園を事業者が建設すること。また、それらに要する諸費用(調査、測量、設計、新設工事などの一切の費用を含む。)は、事業者の負担とする。

(4) 土地 敷地(町有地)の概要及び売却条件等は、次のとおりとする。

ア 土地の概要

項目	内容
所在地	島本町桜井二丁目433番2
地積	3202.00㎡
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
供給処理施設	
上水道	敷設済み
下水道	未接続。ただし、JR島本駅西側開発により、接続の計画あり。 現在行っている第四保育所解体工事において、これまで使用していた合併浄化槽を撤去するため、新たに設置すること。新設に当たっては、浄化槽法、大阪府浄化槽設計・施工取扱基準等の関係法令を満たす施設とし、適切に施工すること。 その新設費用については、町が定める補助基準額(29,500千円以内を予定)を上限とし、実経費を予算の範囲内で町が負担することを予定している(交付時期は、整備事業の完了後とする。)

イ 土地の売却

応募する事業者は、自らの事業計画に応じて、次の売却価格を下限額とし、購入希望金額を提案すること。なお、金額は、審査内容に反映させる。

【敷地の売却価格(下限額): 金 円】

ウ 売却の条件

- (ア) 当該用地は、本町の承諾なく、今回公募の事業目的以外には使用できない。ただし、人員確保のため、町が許容する範囲で職員用駐車場用地として使用することは、事業目的の範囲内とする。
- (イ) 上記下限額を下回る提案は、失格とする。
- (ウ) 本町が土地の所有権を移転した日から20年間は、認定こども園の用途に供すること。
- (エ) 原則として、町の承諾なく、当該用地の売買、贈与、交換又は出資等により、第三者に土地の所有権を移転することはできない。
- (オ) 当該用地に10年間の買戻し特約の付記登記を行うこと。
- (カ) 売却代金の受領及び土地引渡しに係る詳細な期日については、本町と事業者との協議により、別途決定するものとする。

(5) 電 気 施設整備方法等については、各事業管理者と協議すること。

(6) ガ ス 都市ガス

(7) 安全性の確保 敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されているなど、認定こども園として安全性が担保されていること。

4 応募資格等

(1) 応募資格

ア 社会福祉法人又は学校法人であること。

イ 令和2年4月1日現在において、認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園のいずれかの運営の実績が3年以上あること。

ウ 事業を実施するために次に掲げる経済的基礎があること。

(ア) 認定こども園の年間事業費の1/12に相当する資金(※)を、普通預金、当座預金等により有していること。

※ 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」で算定した額

(イ) 直近の会計年度において保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと(少なくとも1年(1期)以上の決算が終了していること。新設法人等は、認められない)。

エ 事業者の資質及び社会的信望の面から適切な業務運営が期待できること。

オ 学校法人の場合、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所その他の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園若しくは家庭的保育事業等において通算して2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、教育・保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(認定こども園の運営に関し、当該認定こども園の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、教育・保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

- カ 事業者において社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、認定こども園法等を熟知し、教育・保育事業に熱意と理解を持ち、認定こども園の運営等を適切に行う能力を有すること。
- キ 町の教育・保育行政に積極的に協力できる事業者であること。
- ク 事業者及び事業者が現に運営している施設について、直近の3か年度に実施された所管庁等による監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- ケ 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者でないこと。
- コ 会社更生法及び民事再生法等による手続中である事業者でないこと。
- サ 事業者並びに事業者の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）が次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - (キ) (ア) から (カ) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
 - (ク) 事業者又はその代表者が、公租公課を滞納している者
- シ 認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準（保育所及び幼稚園に係る同様の基準を含む。）に該当しないこと。

(2) 欠格事項

- 応募者が次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外することがある。また、決定後の場合は、取り消すことがある。この場合において、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることはできない。
- ア 本募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
 - イ 計画内容を本町の承諾なく変更した場合又は大幅な変更が生じた場合
 - ウ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じるとき、又は事業実施の目途が立たなくなったとき。
 - エ その他の事情により、適切な教育・保育事業の実施が困難と認める場合
 - オ 応募後、町からの指示事項に正当な理由なく従わない場合
 - カ 申請者若しくは申請者の代理人若しくはそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は選定の前後に、本事業について、島本町社会福祉施設等整備審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に個別に接触した場合
 - キ 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - ク 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
 - ケ その他不正な行為があった場合
 - コ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - サ 認定こども園法第2条第1項の規定に基づく事業の停止等（保育所及び幼稚園に係る同様の措置を含む。）を命じられたことがある者又は同法第15条第1項の規定に基づく報告の要求に対し虚偽の報告等を行ったことがある者

(3) 応募の条件

- ア 令和4年4月までに開園すること。
- イ 応募に関して要した費用、開発に伴う費用（例：発掘調査）や計画変更に伴って発生した費用については、全て応募者（事業者）の負担とすること。
- ウ 選定後の協議や地域等への説明、開発に伴って不測の事務が発生したものなどにより、提案時の開園スケジュールが変更になる場合、速やかに町と協議して計画変更を行い、対応すること。
- エ 基本設計内容については、選定後においても、可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。

5 施設の設備・運営に関する条件

施設の設備及び運営については、以下の関係法令及び基準を遵守するほか、以下のアからヒまでの内容についても、その条件及び基準を満たすこと。

・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法 ・認定こども園法
・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例 ・島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・建築基準法 ・大気汚染防止法 ・浄化槽法
・大阪府浄化槽設計・施工取扱基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

ア 定員は、0歳児クラスから5歳児クラスまでの各歳児定員を設けること。定員構成は、歳児クラスの1歳児前クラスの歳児別定員以上とすることとし、各歳児20人から30人までの設定とすること。

※最終的な定員数・構成については、町と協議の上、決定すること。

イ 0歳児保育は、生後57日目からの保育を実施すること。

ウ 施設長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある専任の正規職員を1名配置すること。ただし、それと「同等の資質」を有する者についても認めることとする。「同等の資質」について、具体的には、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身に付けた者など、認定こども園を適切に管理し、及び運営する能力を有する者であつて、認定こども園法施行規則第12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めたものなど。

また、施設長は、特段の事情がない限り、開園後3年間に変更することなく、施設に常駐することができる者とする。

エ 保育教諭（保育士、幼稚園教諭）、嘱託医（内科・歯科・薬剤師）及び調理員を配置すること。

また、施設長を補佐する者として、教育・保育施設における経験年数が5年以上で主幹教諭、指導教諭又は主任保育士に準じた経験のある専任の正規保育教諭等を主幹保育教諭として選任すること。主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

オ 配置基準に基づく保育教諭の構成については、3年以上の保育実務経験者を4分の1以上配置すること。

カ 町内保育所・幼稚園に通っている園児が、新たな認定こども園に通う（転園する）ことも考えられることから、町内の町立保育所・幼稚園及び私立保育所・幼稚園の保育士、教諭及び職員とは、開園前及び開園後においても、密に連携すること。

キ 保育教諭等の配置は、次の町の配置基準を満たすこと。

【町の保育士の配置基準（児童数：保育教諭等数）】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3：1	4：1	6：1	15：1	25：1	25：1

備考 原則として、歳児ごとにそれぞれ常勤の保育教諭を担任として固定すること。

ク 学級編制 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定によること。

ケ 保健師又は看護師を常勤配置し、乳幼児の健康管理に努めること。

コ 開園時間は、午前7時から午後6時までとし、少なくとも午後7時までの延長保育に取り組むこと。

サ 開園日は、原則月曜日から土曜日までとすること（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）。また、日曜日・祝日に開園することは妨げないが、町と協議すること。

シ 支援教育・保育を実施すること。

ス 多様なニーズに応えるために、保育サービスの多機能化（一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業等）を積極的に行うこと。

ただし、多機能化について提案された場合、事業の実施を町として約束するものではなく、実施事業の決定に当たっては、町との協議を経ることが必要であること。

セ 子育て支援事業や地域活動事業に取り組むように努めること。

ソ 給食については、原則自園で調理を行い、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。

タ 必要な医薬品及び医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。

チ 職員に対しては年1回、園児に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。

ツ 保護者との交流を図り、保護者の意見、要望及び苦情を保育運営に反映させるとともに、その内容を公表すること。また、運営に当たっては、透明性の確保を図ることを旨とすること。

テ 保育教諭等の資質向上に向けて、人権研修を含め、研修を積極的に実施すること。

ト 園の整備に当たり、近隣の住環境への影響が最小限となるよう留意し、騒音、交通対策等の環境面に配慮すること。

ナ 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、付近住民への説明や、付近住民からの問合せに丁寧に対応すること。

ニ 保護者の送迎に関し、近隣住民の迷惑とならないよう十分配慮するとともに、保護者への注意喚起を行うこと。

ヌ 保育中における利用児童の事故等に備えて傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること（スポーツ振興センター等）。

ネ 自治会活動等地域住民に協力すること。

ノ 整備計画策定に当たって、大阪府開発担当課、大阪府認定こども園担当課、町開発担当課、消防本部、保健所など関係機関の指示を受けること。

ハ 敷地内には、保護者が送迎の際に一時的に利用する駐車スペース及び自動車が転回できるスペースを十分に配置するとともに、自転車駐輪場所及びベビーカー置き場を設けること。

ヒ 大阪府が認証している評価機関による「福祉サービス第三者評価」等の外部評価を運営開始後、2～3年後を目途に受審すること。また、定期受審に努めること。

6 補助金

(1) 施設整備費

施設整備に対する補助については、保育所等整備交付金又は安心こども基金の活用を予定している。なお、補助制度が変更となった場合には、変更後の補助制度に基づく補助となる。また、補助対象経費は、各補助金交付要綱に規定しているものに限る。

【参考 令和2年度各補助金交付要綱に基づく補助基準額】

保育所等整備交付金（厚生労働省）

単位：千円

本体工事費（補助基準額）		備考
定員 131～160名	197,600	都市部（1,000人/km ² 以上の市町村）
特殊附帯工事	10,830	水の循環・再利用の整備など
設計料加算	10,421	本体工事費基準額5%
開設準備費加算	1,800	定員131～160名（@9×150名）
合計	220,651	

◎補助基準額は、国の負担額（2/3相当）である。このほか、市町村負担1/12あり（令和2年度）。

(2) 運営費等補助

公定価格に基づくもののほか、町基準による保育士配置等に係る運営助成や国等補助による延長保育など特別保育に係る補助項目を設定しており、詳細は、直接問い合わせること。

【参考例】

項目（補助基準額）		備考
運営助成	平成26年度の保育単価により算定した支弁額の10分の3.5	保育内容の充実及び保育士の処遇改善
延長保育	1,505千円 ・保育標準時間認定（1事業当たり年額） ・延長時間区分1時間	国・府子ども・子育て支援交付金

◎運営助成は町が全額負担し、延長保育の負担割合は、国1/3、府1/3、市町村1/3となる。

※ 補助金の活用は、補助金の内容や補助基準額が変更になる場合があるほか、島本町議会における予算の可決や国及び大阪府の補助採択が条件となるため、確約するものではない。

7 提出書類

提出書類は、別紙提出書類一覧表のとおりとする。必要に応じて、追加書類の提出を依頼することができる。

8 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

ア 提出書類については、確認を行い、必要に応じて応募事業者に対するヒアリングを行う。

イ 提案内容の審査については、審査委員会において、審査基準に基づき、選考審査を行う。

審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより行う。

※ プレゼンテーションの実施日時は、後日改めて通知する。

※ プレゼンテーションでは、必要に応じてパワーポイント等を利用して構わない。

※ 施設長予定者が決定している場合は、プレゼンテーションに出席すること。

ウ 町は、審査委員会による審査結果を踏まえて、事業者を決定する。

(2) 選定結果と公表

- ア 選定の結果は、全応募事業者に文書により通知する。選定事業者名については、ホームページで公表する。電話による問合せには、応じない。
- イ 選定結果については、選定された事業者及び選定から漏れた事業者を問わず、事業者名及び点数（合計点数及び項目別点数）については、全て公表する。

(3) その他留意事項

- ア 選定経過に関する問合せには、一切応じない。
- イ 審査の結果、「選定事業者なし」とする場合もある。
- ウ 応募が1事業者のみであった場合でも、審査を行う。
- エ 本件に関して、応募事業者やその関係者が、審査委員会委員と接触することを禁止する。
- オ 選考後において、整備計画の遂行が困難になった等、事業者としてふさわしくないと認められる事実が判明した場合は、事業者の決定を取り消す場合がある。
- カ 事業者の応募がない場合、応募受付期間を延長することがある。

9 審査内容及び配点

審査内容及び配点は、次の項目とする。

なお、状況により審査項目・提出書類など追加する場合がある。

1 事業者の状況 15点 <ul style="list-style-type: none">・ 法人の運営理念について・ 事業者の財政状況について・ 幼稚園、保育所及び認定こども園の運営実績について・ 長期的な運営を見据えての収支見通しや自己資金の状況について・ 法人理事会の役員構成又は法人事業部（保育関係）の組織体制について・ 認定こども園設立における法人代表者又は事業責任者について
2 事業計画 25点 <ul style="list-style-type: none">・ 施設長予定者について・ 開設準備体制・計画について・ 職員の確保方策及び採用方針・計画について・ 支援教育・保育に係る職員の確保方策及び採用方針・計画について・ 研修体制及び育成方針について・ 労働環境の確保、職員配置及び安定雇用のための方策について（労務関係法規の遵守、昇格・昇給制度等）
3 保育内容・運営内容について 25点 <ul style="list-style-type: none">・ 1号認定子どもの選考方法・ 1日の流れ・ 認定こども園設置・運営を希望する理由について・ 認定こども園の運営理念と構想について・ 認定こども園として特に配慮する点・ 教育・保育理念について（教育課程、人権保育等を含む。）・ 年間の教育計画、保育計画及び指導計画の策定に向けての考え方について・ 親支援の考え方について・ 児童虐待事案に関する要保護・要支援児童及び家庭への対応並びに関係機関との連携について・ 施設内虐待の防止について・ 支援教育・保育への取組について・ 地域における子育て支援についての考え方及びその具体的方策について

- ・ 健康管理・保健指導への考え方について
- ・ 給食管理について（手作りおやつ、献立内容、離乳食、アレルギー対応、食育）
- ・ 要望・苦情解決体制及び運営に当たっての保護者等への透明性確保の考え方
- ・ 事故防止・安全管理体制について（日常での子ども・職員の事故防止策、発生時の体制）
- ・ 危機管理体制について（防災・防犯に関する方策、発生時の体制）
- ・ 個人情報保護について
- ・ 衛生管理体制について
- ・ 町及び町内保育所・幼稚園をはじめ他の児童福祉・社会福祉施設、学校、関連施設等との連携及び児童福祉等関係会議への参画について
- ・ その他（独自の事業提案や運営手法がある場合）

4 特別保育について 15点

- ・ 一時預かり事業について
- ・ 休日保育事業について
- ・ 病児・病後児保育事業について
- ・ その他の特別保育について（独自の事業提案や運営手法がある場合）

5 施設整備について 10点

- ・ 施設整備に係る収支計画について
- ・ 整備内容について
- ・ 防音対策について
- ・ 屋外遊戯場について
- ・ 駐車スペース及び駐輪場について

6 用地の売却金額について 10点

- ・ 購入希望金額について

10 応募手続

- (1) 募集・選定スケジュールの概要（※詳細は後述。日程は前後する場合あり。）

年月日	項目
令和2年	
6月 1日（月）～ 7月20日（月）	募集要項及び申請書類の配布期間
6月 1日（月）～ 6月26日（金）	質問受付期間
○月 ○日（○）午後○時から	現地説明会 6月1週目を予定
7月 6日（月）頃	質問に対する回答日
7月 6日（月）～ 7月20日（月）	応募書類の受付期間
7月21日（火）～ 7月31日（金）	応募書類の確認及び事務局ヒアリング
8月	審査委員会による審査
9月	事業者決定／選定結果通知の送付
令和2年度及び令和3年度	施設整備
令和4年4月まで	認定こども園開設

- (2) 募集要項の配布
本町のホームページから適宜ダウンロードし、使用すること。

(3) 現地説明会

- ・ 参加申込は、「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、○月○日（○）午後○時までに、子育て支援課までファックスにより提出すること。なお、ファックス送信後は、到達確認のため電話連絡すること。
- ・ 参加人数は、各事業所○人までとする。

(4) 応募に関する質問の受付及び回答

- ・ 応募を検討する等のための質問は、6月1日（月）から随時受け付ける。あらかじめ電話により連絡すること。
- ・ 質問受付期間の質問については、指定の質問書に必要事項を記入の上、子育て支援課までファックスにより提出すること。なお、ファックス送信後は、到達確認のため電話連絡すること。
 - ※ 口頭、電話その他の方法での質問は、受け付けない。
 - ※ 審査内容や評価項目等に関する質問については、回答しない。
 - ※ ファックス送信後は、到達確認のため電話連絡すること。
- ・ 質問に対する回答は、個別には行わず、指定日時に本町ホームページに掲載する。

(5) 応募受付

- ・ (1)を参照のこと。土・日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。

(6) 提出方法等

- ア 本町ホームページに掲載している応募書類を作成し、担当窓口事前に電話予約をした上、持参する。郵便、電子メール及びファックスでの提出は、認めない。
- イ 提出部数は、正本1部、副本（正本の複写化）10部及び提出書類のデータファイル（CD-R等）1部とする。※各様式作成時のエクセルファイルも格納すること。
- ウ 「提出書類一覧」の順番に並べ、インデックスを付け、A4版ファイルに綴じて提出する。
- エ 所定の様式以外は、原則としてA4版（縦）とし、図面は、A3版としてA4版に折り込む。
- オ ファイルの表紙と背表紙に「島本町幼保連携型認定こども園 応募書類」及び事業者名（法人名等）を記載する。
- カ 応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行う。
- キ 応募受付期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合は、受付ができない。
- ク 本町の指示以外で、期間終了後に書類の追加提出・差替えを行うことは、できない。
- ケ 提出された書類は、返却しない。
- コ 提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、町は、本事業者選定に関する報告又は決定の公表等のため、必要な場合は、提出された書類の内容を無償で使用できる。

1.1 その他

- ア 決定事業者は、近隣住民との連携及び調整を十分に行うこと。
 - ・ 運営計画が周辺住民に理解されるよう、事前に町へ書面で報告の上、自治会等に説明を行うとともに、近隣住民への十分な説明及び理解を得ること。また、説明会の結果についても、町へ書面により報告すること。
 - ・ 工事計画について、周辺住民に対し十分に説明し、理解を得ること。また、住民の要望等を適宜反映させること。

【説明する項目の例】

- ◆ 建物の位置と高さ（日照）
- ◆ 換気扇の位置と向き
- ◆ 出入口の位置（駐車場含む）
- ◆ 窓等の位置と大きさ（高さ）

- ◆ 植栽樹木等の管理
- ◆ 保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
(特に通学時間帯の工事車両の運行には注意のこと)
- ◆ 近隣の住民より要望のある事項
- ◆ 防音対策
- ◆ 工事騒音や振動
- ◆ 工事車両の搬出入経路
- ◆ その他

イ 施設の整備及び設置認可等に係る諸手続は、決定事業者が行うこと。ただし、本選定をもって認可を確約するものではない。

ウ 町に対する公募関係事務、工事・開発や開設運営など全ての事務の窓口は、法人代表（又は事業担当責任者）に集約すること。町は、工事請負事業者等と個別に協議は行わない。

エ 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は、必ず事前に協議すること。ただし、事業計画を変更することができるのは、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとする。特に、開園予定日については厳守するものとし、事業者の責めによらない場合を除き、原則として、延期を認めない。

オ 開園予定日に園児の保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は、事業者が負担すること。

カ 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に町との協議の上、速やかに辞退届を提出すること。

キ 応募のために支出した費用等については、全て応募事業者の負担とする。

ク 提出された書類は、島本町情報公開条例に基づく第三者からの公開請求の対象となる。